

【目標 3】

子供の成長段階に応じた支援の充実

- 1 子供の権利擁護の取組
- 2 子供の生きる力を育む環境の整備
- 3 次代を担う人づくりの推進
- 4 子供の居場所づくり

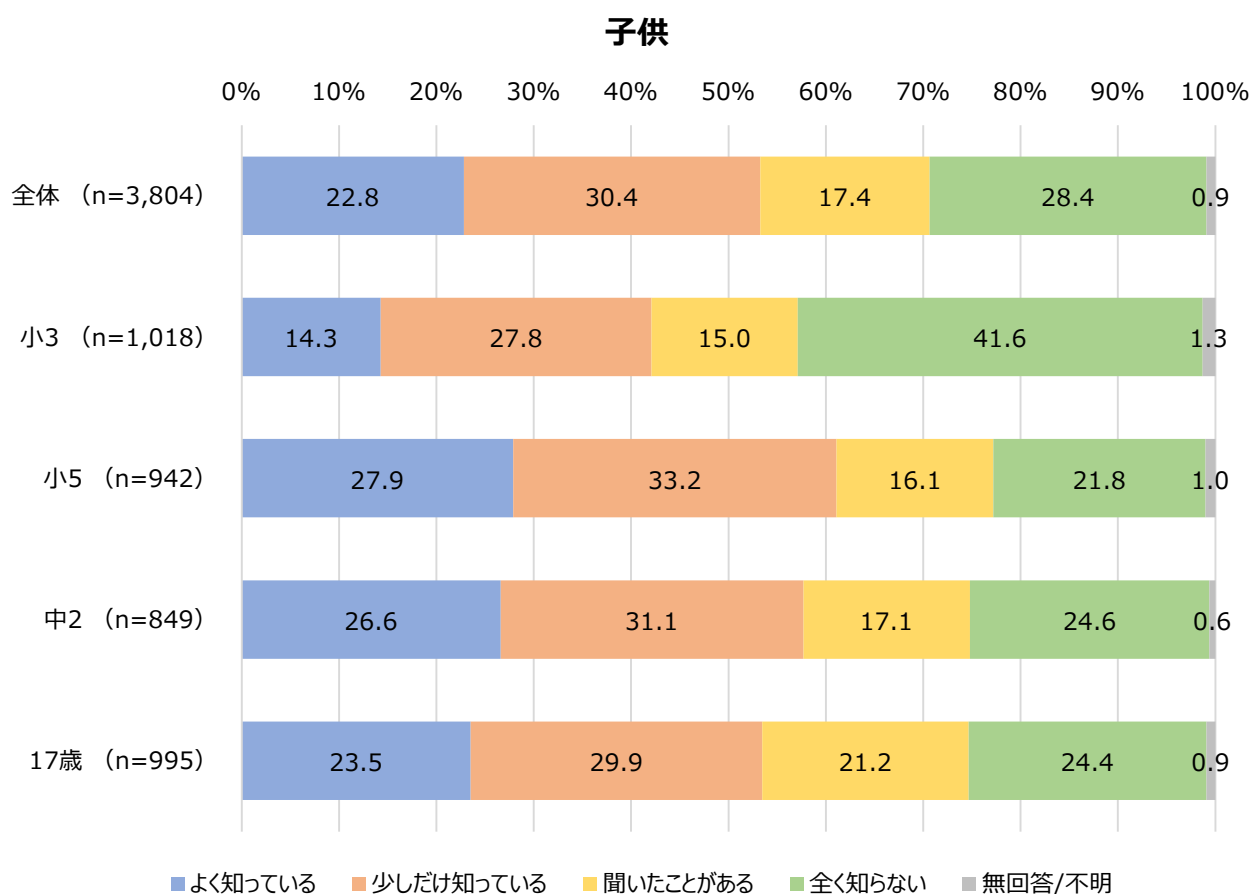
義務教育段階以上の子供を伸ばす教育・体験機会を数多く整え、多様な選択を可能とするとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや、実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組めます。

【1 子供の権利擁護の取組】

< 子供を取り巻く状況 >

- 子供が権利の主体であることを知っているか聞いたところ、子供の回答では、学年別にみると、小3では「全く知らない」が41.6%で最も高く、小5、中2、17歳では「少しだけ知っている」が最も高い。

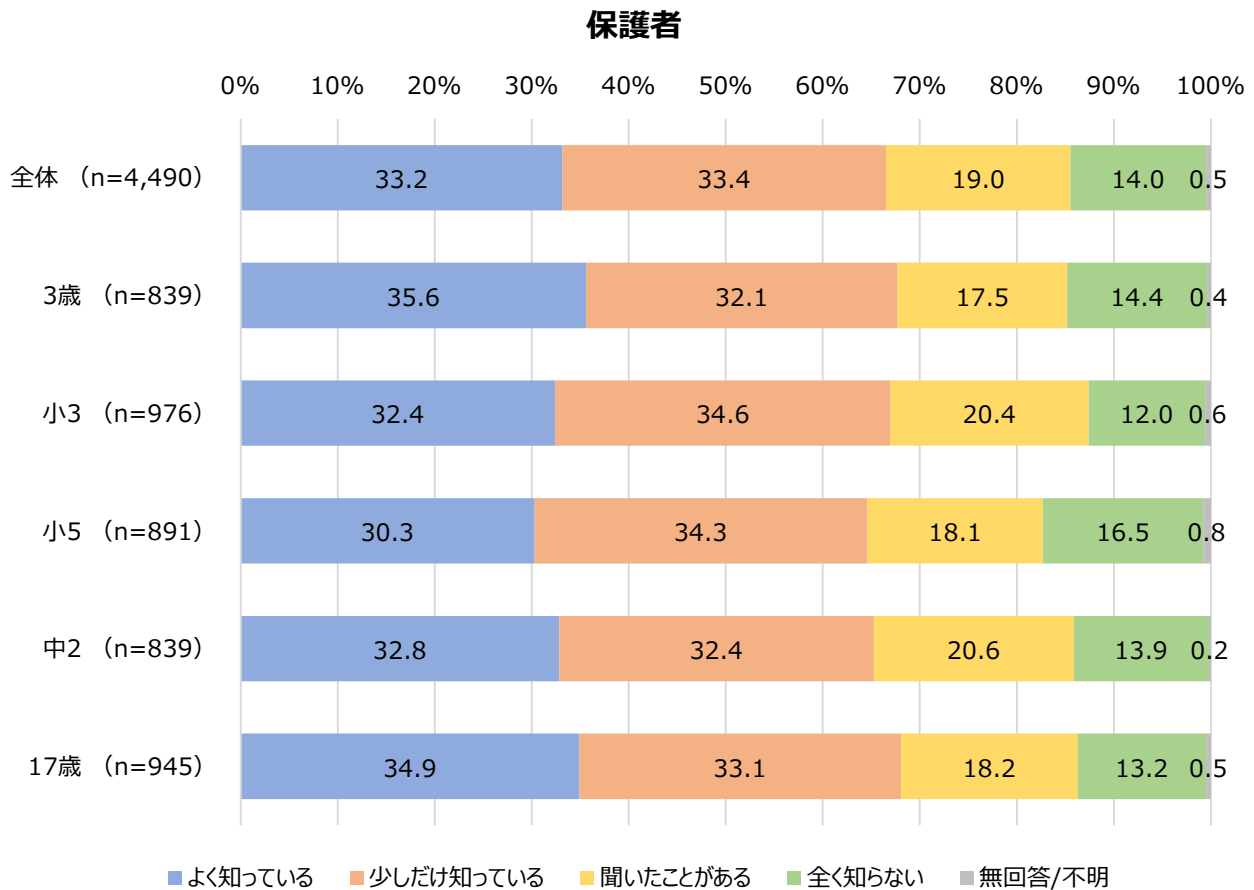
図表 40 子供が権利の主体であることの認知度（子供／学年別）



資料：東京都子供政策連携室「『とうきょう こども アンケート』報告書（令和6年調査）」を基に作成

- 子供が権利の主体であることを知っているか聞いたところ、保護者の回答では、子供の学年別に見た場合、子供が権利の主体であることを知っている（「よく知っている」と「少しだけ知っている」の割合）保護者は、3歳で67.7%、小3では67.0%、小5では64.6%、中2では65.2%、17歳では68.0%となっています。

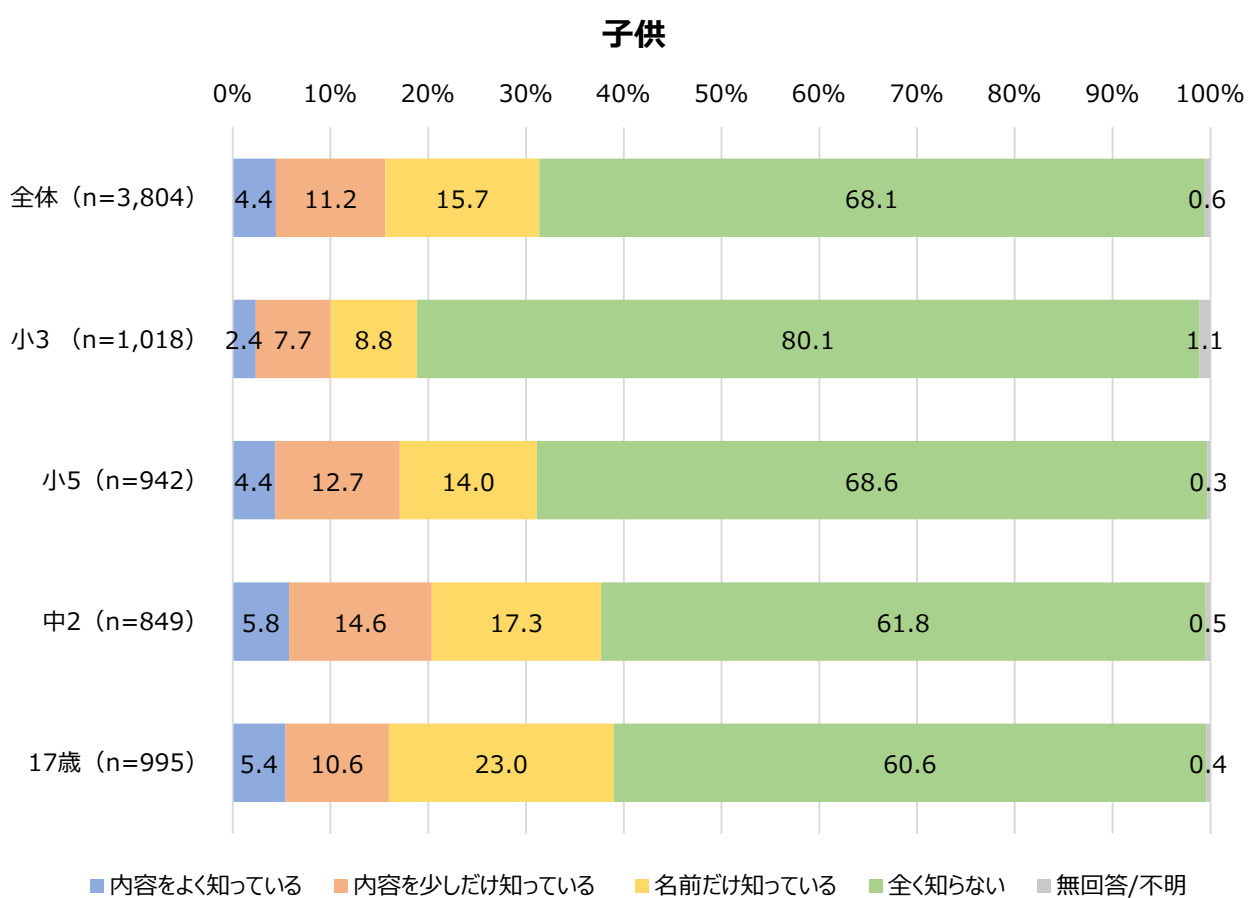
図表 41 子供が権利の主体であることの認知度（保護者／学年別）



資料：東京都子供政策連携室『『とうきょう こども アンケート』報告書（令和6年調査）』を基に作成

- 東京都では、子供の笑顔があふれる社会の実現に向けて、「東京都こども基本条例」を定めています。
- 子供の東京都こども基本条例の認知度について、学年別にみると、年齢が高くなるほど「名前だけ知っている」割合が増加します。一方で、内容を知っている割合（「内容を良く知っている」または「内容を少しだけ知っている」の合計）は、小3で10.0%、17歳で16.0%と、「名前だけ知っている」割合と比べた場合、あまり変わりません。

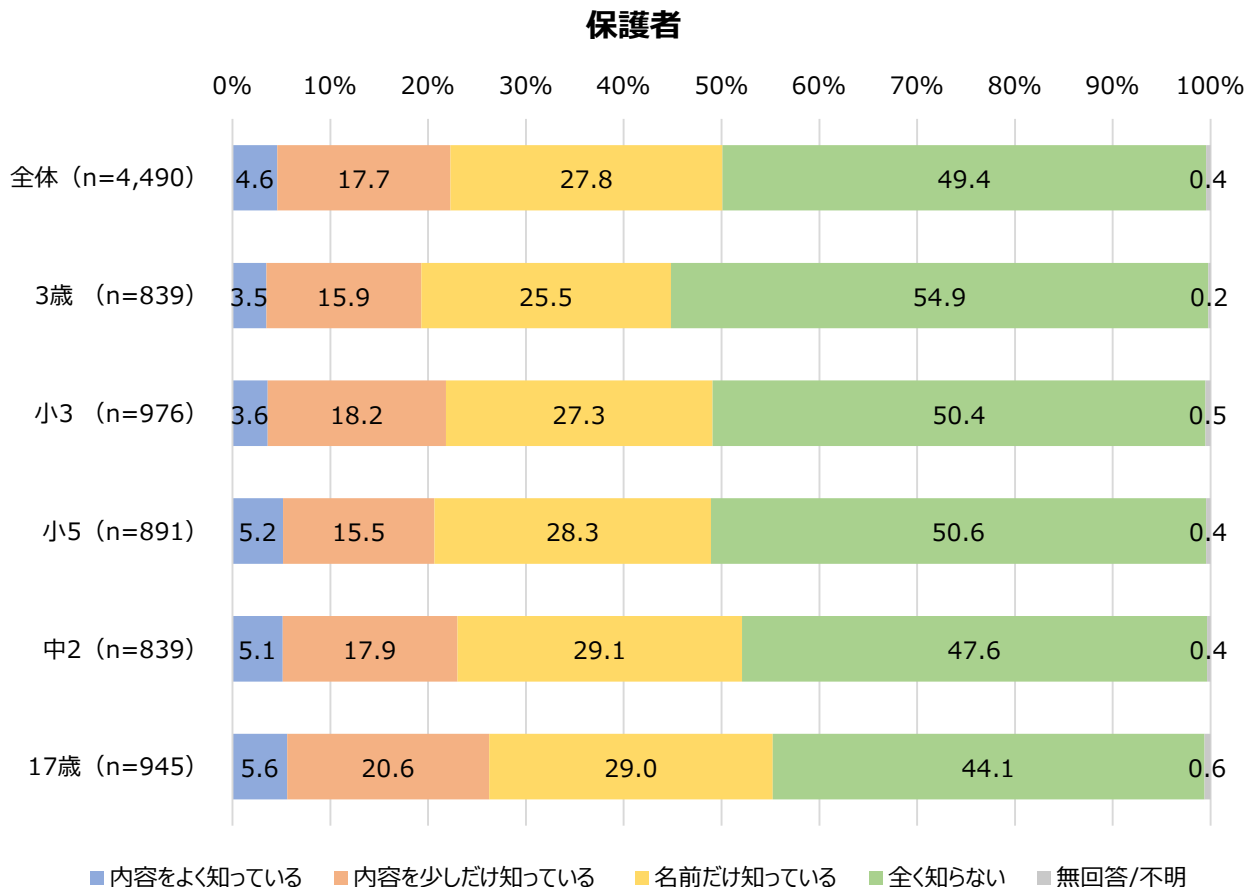
図表 42 東京都こども基本条例の認知度（子供／学年別）



資料：東京都子供政策連携室『『とうきょう こども アンケート』報告書（令和6年調査）』を基に作成

- 保護者の東京都子ども基本条例の認知度について、子供の学年別にみると、条例を知っている（「内容をよく知っている」＋「内容を少しだけ知っている」）割合は、3歳で19.3%、小3では21.8%、小5では20.7%、中2では23.0%、17歳では26.2%です。

図表 43 東京都子ども基本条例の認知度（保護者／学年別）



資料：東京都子供政策連携室『『とうきょう こども アンケート』報告書（令和6年調査）』を基に作成

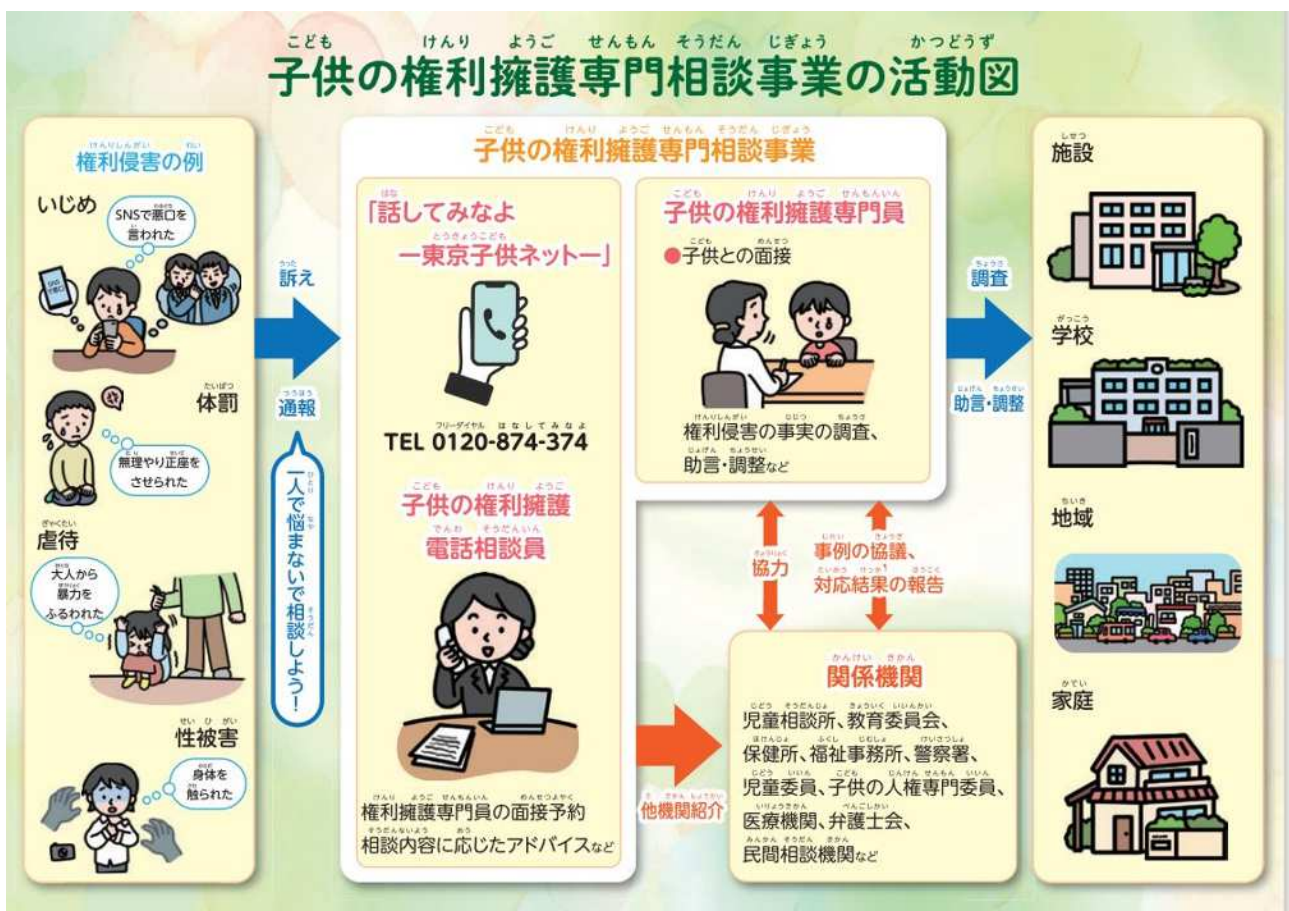
< 現状と課題 >

- 子供は、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。
- 東京都子ども基本条例の内容を知っているのは、子供は約15%、保護者は約20%となっており、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念の理解促進を図る取組を更に充実させる必要があります。
- 子供の権利を擁護するため、子供本人からの悩みや訴えに対応する相談窓口を設置しています。

< 取組の方向性 >

- 子供をはじめ、全ての都民に「東京都子ども基本条例」をわかりやすく伝えるハンドブックや動画を活用し、理解促進に向けた普及啓発を実施します。
- 都では、当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護専門相談事業のさらなる周知を図ります。
- また、身近な区市町村において、子供の権利を尊重し、擁護するための取組が進むよう、子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援します。
- 児童虐待を防止するため、子供及びその保護者にとって身近な LINE（ライン）を活用し、よりアクセスしやすい相談窓口を設置します。
- 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」に明記している保護者による体罰その他の子供の品位を傷つける罰の禁止を徹底し、体罰や暴言によらない子育てを推進するため、子供のしつけには体罰が必要という認識を社会からなくし、体罰などによらない子育てが社会全体に浸透するよう普及啓発に努めます。

■ 子供の権利擁護専門相談事業



< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
142	子供の権利擁護専門相談事業	福祉局	様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。
143	児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業	福祉局	児童虐待の未然防止を図るため、近年、コミュニケーション手段として浸透しているソーシャルメディアのうち、最も利用されている無料通話アプリ（LINE）を活用した相談窓口を設置する。
144	「東京都子ども基本条例」に関する理解促進事業	子供政策連携室	都民に広く、条例の理念や内容を分かりやすく伝え、子供の意見表明や地域社会等への参加促進、子供の権利擁護に関する理解促進を図る。
145	「東京都子ども基本条例」を踏まえた新たな取組＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援する。
再掲	4152（よいこに）電話	福祉局	Nº78 参照
再掲	児童虐待防止の普及啓発	福祉局	Nº274 参照

【2 子供の生きる力を育む環境の整備】

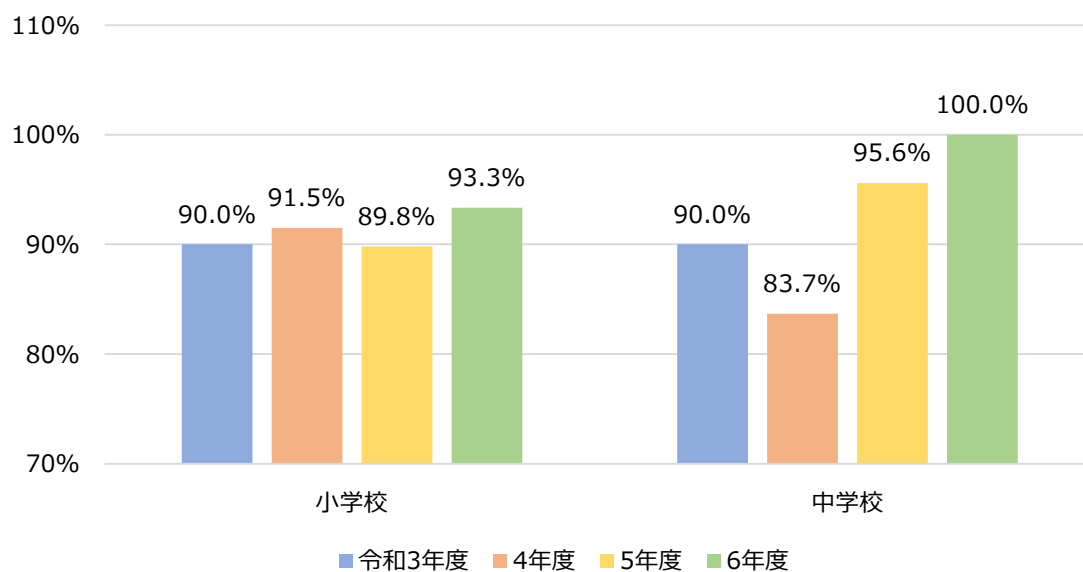
< 学齢期の子供を取り巻く状況 >

- 令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、東京都の小・中学生の平均正答率は、全ての教科において全国平均正答率を上回っています。

図表 44 令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果（平均正答率）

小学校		中学校	
	東京都（全国）		東京都（全国）
国語	70%（67.7%）	国語	61%（58.1%）
算数	68%（63.4%）	数学	57%（52.5%）

図表 45 全国学力・学習状況調査の結果（全国平均正答率を上回っている設問の割合）



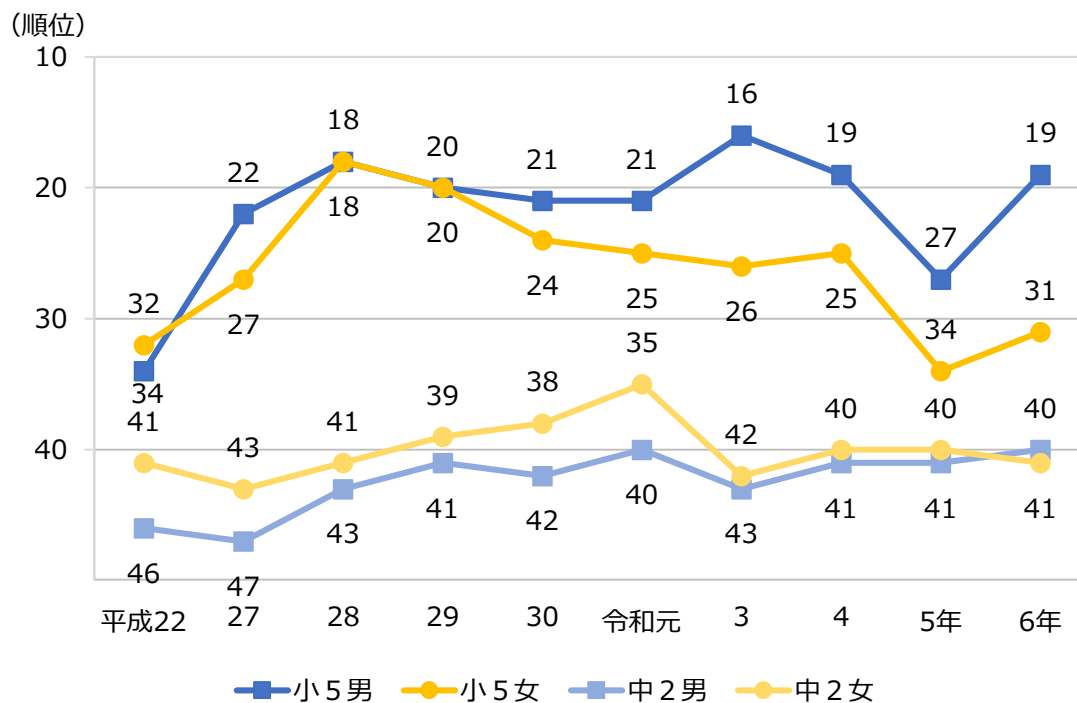
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査結果」

（注）全ての教科の正答数を合計して割合を算出

実施教科は、国語、算数・数学、理科（令和元年度）、国語、算数・数学、英語（3年度）（英語は中学校のみ。「話すこと」調査の結果は除く）、国語、算数・数学、理科（4年度）

- 令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、特に中学生で、全国の中で順位が低い状況にあります。

図表 46 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位

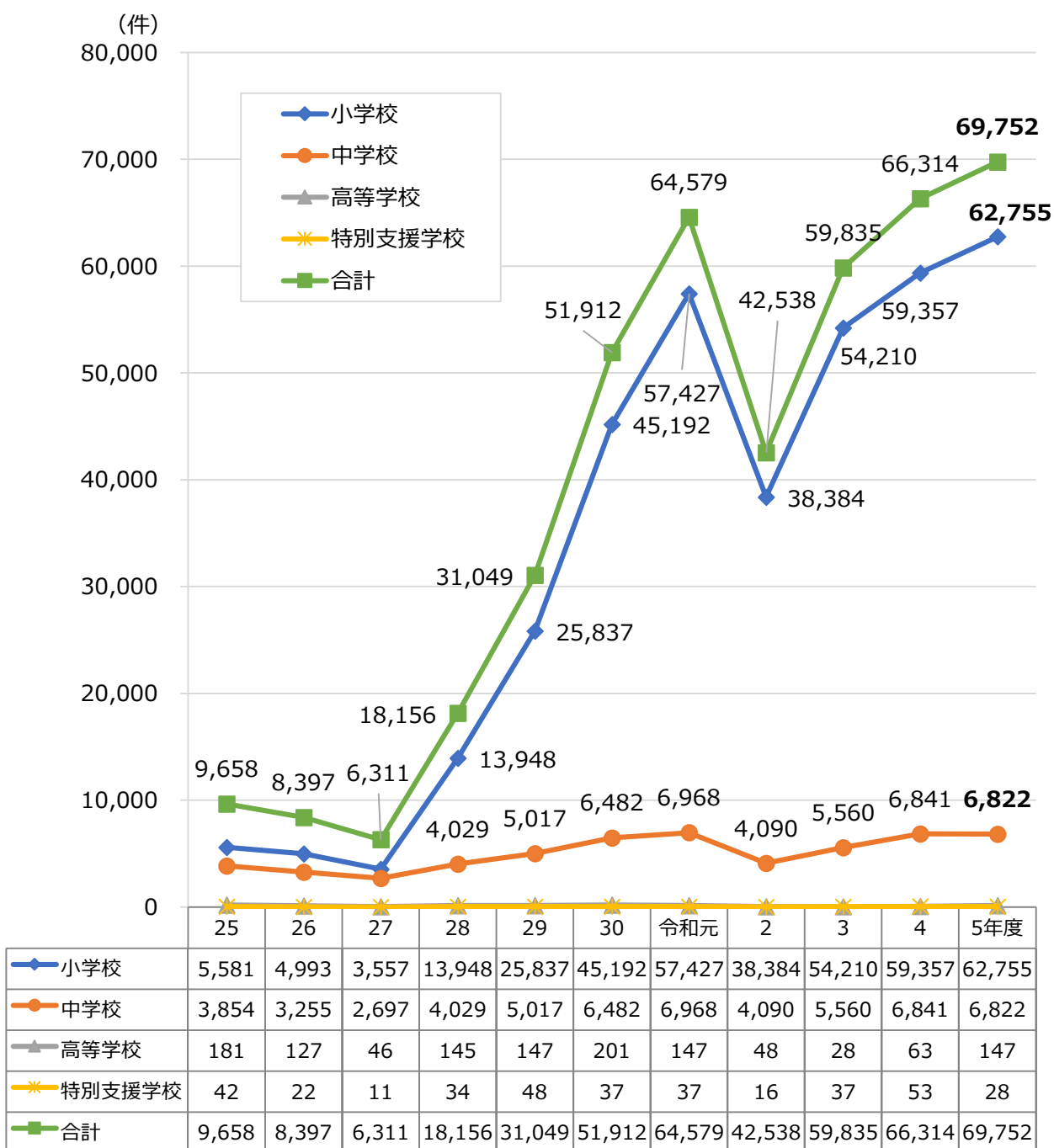


	平成22	27	28	29	30	令和元	3	4	5	6年
小5男	53.54	53.90	54.19	54.34	54.28	53.81	52.85	52.59	52.60	52.65
小5女	54.07	55.25	55.80	56.03	56.00	55.66	54.71	54.40	54.29	53.84
中2男	38.66	39.88	40.67	40.92	41.02	40.54	39.76	40.08	41.18	40.98
中2女	45.78	47.40	48.32	49.01	49.54	49.40	47.38	46.62	47.08	46.47

資料：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

- 令和5年度の調査によると、都内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数の合計は、前年度と比べ3,438件の増加となる69,752件であり、小学校及び高等学校において増加し、中学校及び特別支援学校では減少しています。

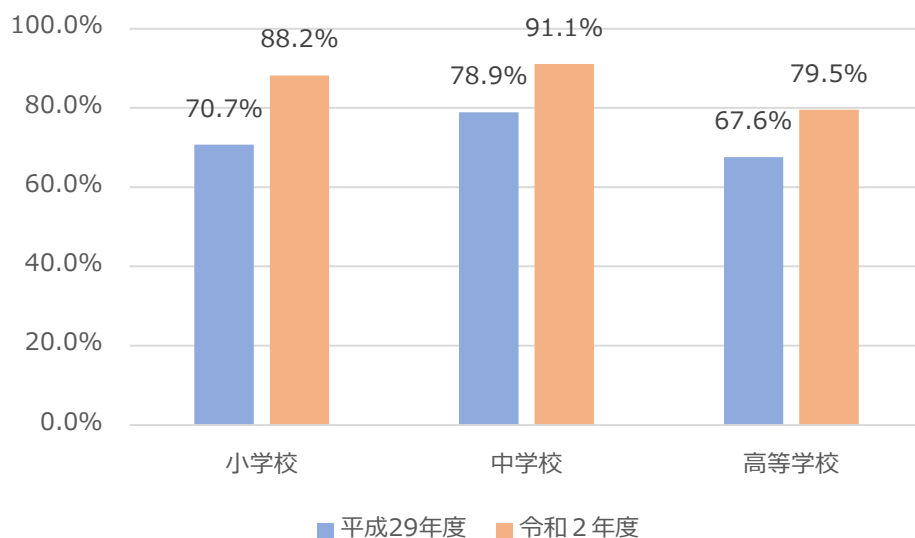
図表 47 いじめ認知件数の推移（東京都）



資料：『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について』

- 東京都の調査によると、都内公立学校が実施した国際交流の実施割合については、平成29年度から令和2年度までの4年間で小学校・中学校・高等学校のいずれの校種においても、実施率が向上しています。

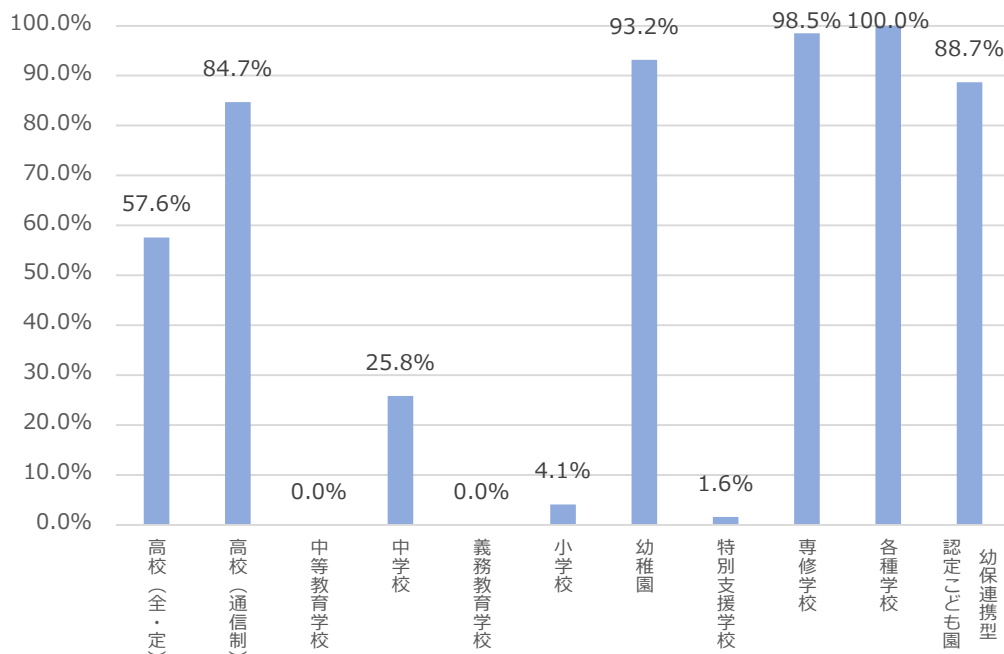
図表 48 都内公立学校における国際交流の実施状況



資料：東京グローバル人材育成指針

- 私立学校に在学する児童・生徒数は、高校（全日制・定時制）では57.6%、幼稚園では93.2%を占めており、私立学校は都の公教育の重要な役割を担っています。

図表 49 都内の児童・生徒総数に占める私立学校生徒数の割合（令和5年5月1日現在）



資料：東京都の私学行政

< 現状と課題 >

- 全国学力・学習状況調査において、小学生については全国平均正答率を上回っていない設問もあるため、今後とも、「確かな学力¹」の定着と伸長に取り組む必要があります。
- 子供一人ひとりの学習の進度や興味・関心の度合い、発達の段階等に応じた学びを実現する必要があります。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進する必要があります。
- 運動やスポーツへの意識は、学年が上がるにつれて、「体育・保健体育の授業が楽しい」「運動やスポーツをもっとしたい」と「思う」「やや思う」が減少傾向にあります。
- 次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。
- 他者を思いやり、自他の生命を尊重する教育を一層推進する必要があります。
- 各学校においては、「東京都いじめ対策推進基本方針」や「東京都教育委員会いじめ総合対策」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じた具体的な取組を推進していく必要があります。
- 思春期は、心身の様々な変化に直面するとともに、不安や悩みを抱えこみやすい時期です。こうした時期にある子供に対し、適切な健康管理の基礎を培いながら、将来を見据えた健康増進の取組を支援していく必要があります。
- 「使える英語力」を駆使し、自分の意見を伝え議論することで新たな考えを生み出し、国内外の課題を解決していく力を伸ばすための取組を強化することが必要です。
- 子供が「遊び」を通じて、異年齢の子供や家族以外の大人等と関わりながら、多様な経験を積み重ねることによって、実社会で生きる力を育むことを支援していく必要があります。

¹ 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

<取組の方向性>

- 全国学力・学習状況調査の結果等を活用した授業改善の一層の推進により、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力・人間性等の涵養を図るとともに、「習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図っていきます。
- 運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインすることができる児童・生徒を育成するため、総合的な子供の基礎体力向上方策である「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を推進します。
- 都独自の東京都道徳教育教材集の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進します。
- いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、取組を確実に実施します。
- 中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」を設置し、電話・メール・対面での相談を実施するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援、健康教育、普及啓発を実施する区市町村を支援します。
- ヘルスケアに関する専門的な相談等を実施するため、都立高校等において産婦人科医が、生徒が抱える思春期特有の様々な悩みに対して、養護教諭等と連携し、対面やオンラインにより個別相談を行います。
- 日常的な不安や悩みをチャットで気軽に相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」を推進することで、子供や子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの深刻化を予防します。（再掲）
- 区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。
- 外国の子供との学びや海外での実体験等を通じて、高度な英語力と豊かな国際感覚を身に付け、世界に羽ばたきグローバルに活躍する人材を育成するための教育環境を整備していきます。
- 建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を行います。
- 子供が伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、ハード・ソフトの両面から取組を推進します。
- 子供の体験活動を実施する区市町村の支援を通じて、子供が社会を生き抜く上で必要となる基礎的な能力を育成します。また、区市町村における学校外の体験活動の創出を促し、全ての子供が多様な体験活動にチャレンジできる環境を整備します。

■「未来の東京」に生きる子供の姿、東京の目指す教育



資料：東京都教育庁ビジョン（第5次）

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
146	地域スポーツクラブ中間支援組織事業等	スポーツ推進本部	子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。
147	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。 具体的には、東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究等により、体力向上を図る。
148	学校 2020 レガシー	教育庁	学校はオリンピック・パラリンピック教育で培ったネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動を「学校 2020 レガシー」として、共生社会の形成に向けた取組を継続していく。
149	「学びに向かう力等に関する意識調査」の作成・配布とそれに基づく授業改善の実施	教育庁	児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。 ○「学びに向かう力等に関する意識調査」の作成・配布 ○保護者向け資料の作成・配布 ○授業改善推進拠点校を設置し、全都へ効果的な授業改善の方法等の発信 ○基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用による、基礎的・基本的な事項の定着 ○「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進
150	校内寺子屋	教育庁	義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、個に応じた学習を支援するため、外部人材を活用している。「学力向上研究校」として10校を指定し、平成30年度からは、指定校を30校に拡充して実施する。
151	都立専門高校技能スタンダードの実施	教育庁	専門高校において生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。
152	理数教育の推進	教育庁	都内全公立小学校を対象とした「小学生科学展」の実施や都内全中学校を対象とした「中学生科学コンテスト」の実施、理数教育重点校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。 東京サイエンスハイスクールの指定などとおして、理数教育を充実させ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。

番号	事業名	所管局	事業概要
153	道徳教育の推進	教育庁	東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、子供たちの豊かな心の育成について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。
154	スクールサポーター制度	警視庁	児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。
155	思春期に係る相談、研修の実施	福祉局	ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応を図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。 ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族講座の開催
156	HIV／エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施	保健医療局	都民のH I V /エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都新宿東口検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室や保健所において、H I V 検査・性感染症検査や相談を行う。
157	◆ 小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業	保健医療局	子育て支援の観点から、2回接種が必要な13歳未満の方の負担軽減のため、任意接種に係る費用の一部を区市町村を通じて補助する。
158	ユースヘルスクエア普及啓発事業	子供政策連携室	思春期に知っておきたい健康管理情報を若者目線で発信するホームページを構築し、ユースヘルスクエアの普及啓発を推進する。
159	東京ユースヘルスクエア推進事業	福祉局	中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援・健康教育・普及啓発を実施する区市町村を支援
160	◆ 都立高校等における産婦人科医を活用したユースヘルスクエア事業	教育庁	都立高校等において、産婦人科医が、生徒が抱える思春期特有の様々な悩みに対して、養護教諭等と連携し、対面やオンラインにより個別相談を行います。
161	子供の遊び場等整備事業	子供政策連携室	子供の意見を踏まえながら、プレーパークやボール遊び場など、地域資源を活用した遊び場等の創出に取り組む区市町村を支援する。
162	◆ 子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「遊び」特別推進枠）	子供政策連携室	・子供の「遊び」を地域へ拡大・浸透させるため、遊び体験の創出やプレーリーダー等の人材育成、安全対策などに取り組む区市町村を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
163	◆ 子供の「遊び」普及啓発事業	子供政策連携室	・「遊び」の専用 SNS を活用し、子供の「遊び」の大切さについて、分かりやすく親しみを感じる発信を行うとともに、子供と一緒に楽しみながら参加できる企画を実施することで、地域社会の理解を促進する。 ・「東京都こどもホームページ」において、楽しみながら「遊び」に興味を持てるようコンテンツを充実する。
164	◆ 子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「体験活動」推進枠）	子供政策連携室	全ての子供が自らの希望に応じて、多様な体験活動にチャレンジできるよう、子供のニーズ等を踏まえ、身近な地域において幅広い分野で子供目線に立った体験活動の創出に取り組む区市町村を支援
165	◆ 笑顔と学びの体験活動プロジェクト	教育庁生活文化局	希望する公立学校及び私立学校に対し「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を実施することで、多くの学校の児童・生徒に多様な体験活動の機会を提供します。
166	◆ 都立特別支援学校で移動式冒険遊び場の実施	教育庁	土日の都立特別支援学校の校庭等を活用し、冒険遊び場を実施
167	20歳未満の喫煙防止対策	保健医療局	20歳未満の喫煙防止及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。 < 20歳未満の喫煙防止 > ○小中高生用副教材やホームページ等において、20歳未満の者や胎児・妊産婦への喫煙・受動喫煙防止に関する啓発を実施 ○小中高生を対象に20歳未満喫煙防止ポスターコンクールの実施 ○両親学級等において、喫煙の健康影響等を啓発 < 受動喫煙の健康影響防止 > ○「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」、「東京都受動喫煙防止条例」及び「健康増進法」に基づき、受動喫煙による都民の健康への影響を未然に防止する取組を実施
168	地域における青少年の健全育成	都民安全総合対策本部	青少年の規範意識やコミュニケーション力などを育む取組に加え、地域の中で多様性の尊重や受容の意識を育む機会を提供するとともに、区市町村等が実施する青少年の健全育成に向けた取組を推進する。
169	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁	地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協働する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の地域学校協働活動推進事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「地域学校協働本部」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。
170	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁	都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」（11月第1土曜日）を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。

番号	事業名	所管局	事業概要
171	私立学校への助成	生活文化局	私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。
172	学校と家庭の連携推進事業	教育庁	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。
173	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置する。
174	いじめ総合対策推進事業	教育庁	令和3年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、軽微ないじめも見逃さず、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に示す取組を確実に実施していく。
175	スクールカウンセラー活用事業	教育庁	いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置している。
176	◆ エデュケーション・アシスタントを活用した小1重点支援事業	教育庁	小学校1年生において、指導上の工夫や学習環境の整備、学級編制の工夫など、児童が安心して学べる取組を推進するため、副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントを、1学級に1名配置するモデル事業を実施
177	アドバイザリースタッフ派遣事業	教育庁	アドバイザリースタッフ（臨床心理士等）を学校に派遣し、不登校や集団不適應の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。
178	東京都教育相談センター 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン	教育庁	いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
179	防災教育の推進	教育庁 生活文化局	防災教育デジタル教材「防災ノート」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。 また、国立・私立学校においては、防災教育デジタル教材「防災ノート」の情報提供や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。
180	JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	教育庁 生活文化局	JETプログラムを活用し、全都立高等学校学等に英語等指導助手を配置する（夜間定時制単独校を除く）。 外国語教育の充実を図るため、JETプログラムを活用する私立中学校、高等学校に対し、その経費の一部を補助する。
181	海外留学支援事業	教育庁 生活文化局	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 都立高校生等を対象に、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う次代のリーダーを輩出するため、事前研修や約1年間の留学、事後研修を通して、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神、課題解決能力等を育成する。 【生活文化局・海外留学推進補助】 私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。
182	私立学校教員海外派遣研修事業費補助	生活文化局	世界で活躍するグローバル人材育成のため、指導力向上を目的に、私立学校が教員を海外研修に派遣した場合にその経費の一部を補助する。
183	私立高等学校外部検定試験料補助	生活文化局	私立高等学校が、在籍する生徒の英語力向上を目的として外部検定試験（高等学校における英語教育レベルを満たし「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を総合的に測定でき、学校が教育活動の一環として外部検定試験実施団体に対して団体受験を申し込むもの）を実施する場合、当該試験に係る経費を補助する。
184	都立国際高校での国際バカロレアの取組	教育庁	都立国際高校のパカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得や、それを用いた海外大学進学を支援する。
185	「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上	教育庁	小学生から高校生までを主な対象とし、体験的で実践的な学習を通じて、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語学習の意欲を自ら向上させることを目的に、民間事業者とともにT O K Y O G L O B A L G A T E W A Yを開設する。児童・生徒8人につき1人のイングリッシュ・スピーカーが常に付き添い、海外の日常生活シーンや文化、ビジネス、国際貢献などの多彩な内容を、英語漬けで体験する。 また、令和5年1月から、多摩地域に同様の施設を開設し、運営している。

番号	事業名	所管局	事業概要
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業（先駆的事业・選択事業・一般事業）	福祉局	Nº 1 参照
再掲	性と健康の相談センター事業	福祉局	Nº 2 参照
再掲	子供・子育てメンター事業	子供政策連携室	Nº25 参照
再掲	子供家庭支援センター事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	Nº58 参照
再掲	子供の読書活動の推進	教育庁	Nº90 参照

< 目標を掲げている取組 >

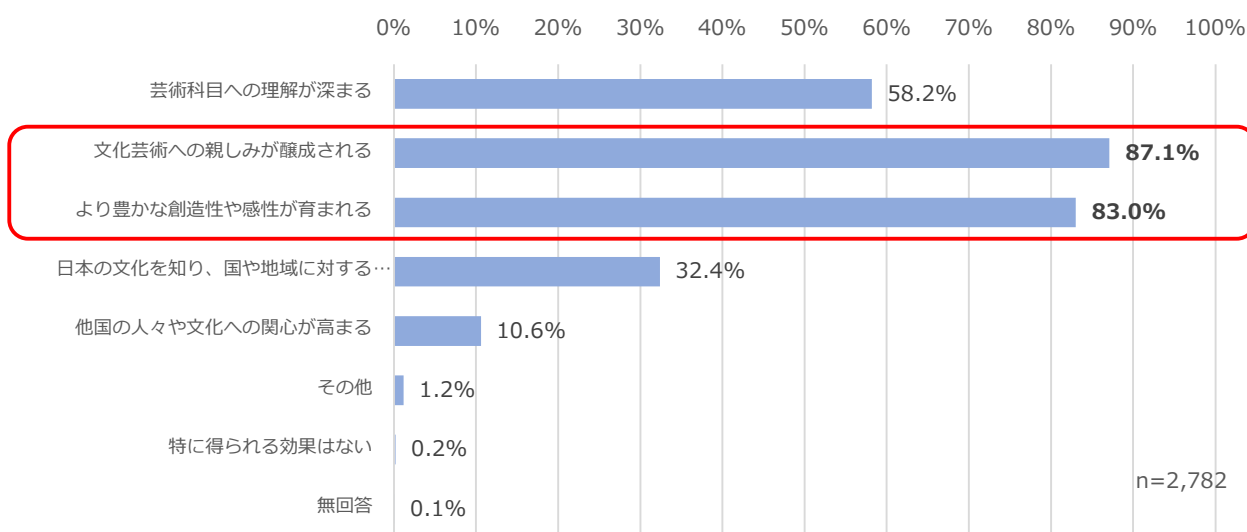
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
146	地域スポーツクラブ中間支援組織事業等	スポーツ推進本部	都内全区市町村に設置	57 区市町村 160 クラブ （23 区：80 クラブ、25 市：71 クラブ、4 町：4 クラブ、5 村：5 クラブ）
147	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	運動やスポーツとの多様な関わりを通して健康で活力に満ちた生活をデザインすることができる児童・生徒を育成する。等	○東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象（2,173 校 967,083 人）・実施報告書配布 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査実施

【3 次代を担う人づくりの推進】

< 子供を取り巻く状況 >

- 文化庁の調査によれば、文化芸術活動を通して得られる児童・生徒への効果について尋ねたところ、「文化芸術への親しみが醸成される」「より豊かな創造性や感性が育まれる」の割合が高くなっています。

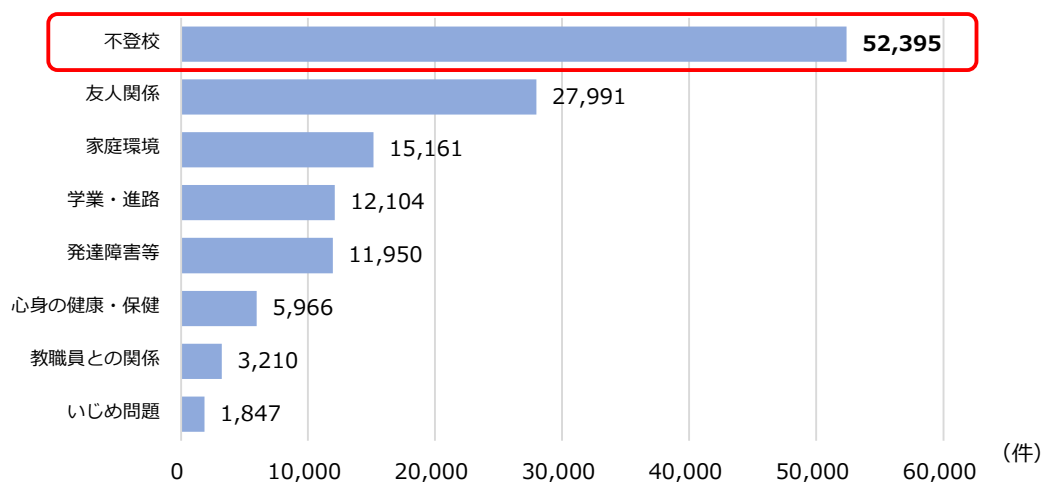
図表 50 文化芸術活動を通して得られる効果



資料：文化庁「令和5年度文化芸術による子供育成推進事業に関する調査研究報告書」

- 令和4年度の東京都では、スクールカウンセラーに相談があった中で最も多かった相談内容は、「不登校」であり52,395件でした。また、次いで多い相談内容は、「友人関係」、「家庭環境」でした。

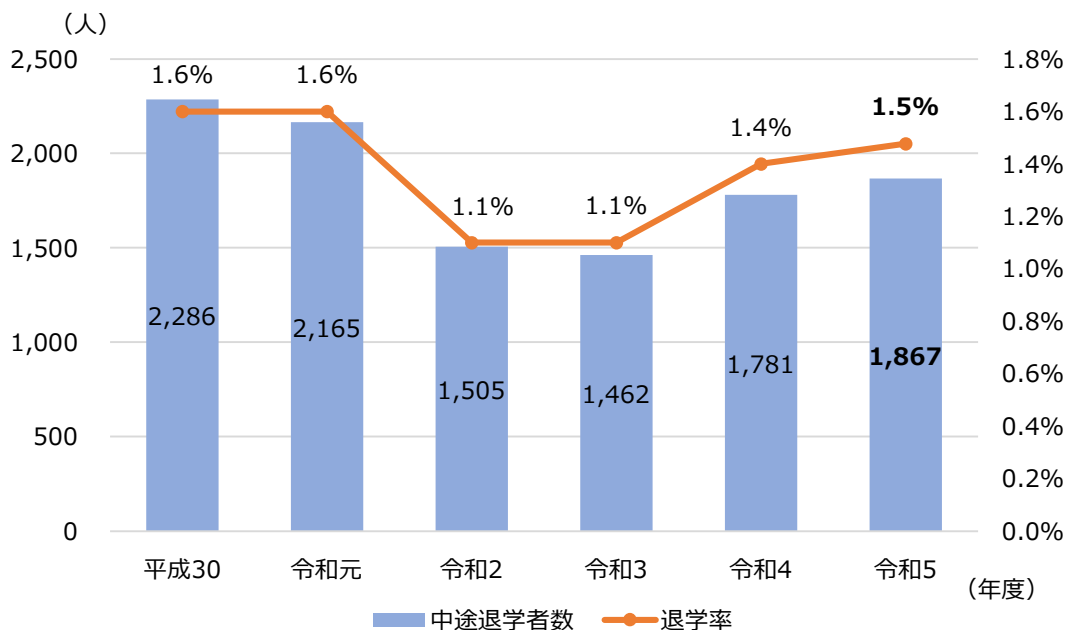
図表 51 スクールカウンセラーへの児童・生徒の相談件数



資料：文部科学省「令和4年度スクールカウンセラー等活用事業」に係る実績調査から東京都公立学校分を抜粋

- 令和5年度の都立高校の中途退学者数は1,867人であり、退学率は1.5%でした。
ここ5年間の退学率は、1.1%から1.6%の間で推移しています。

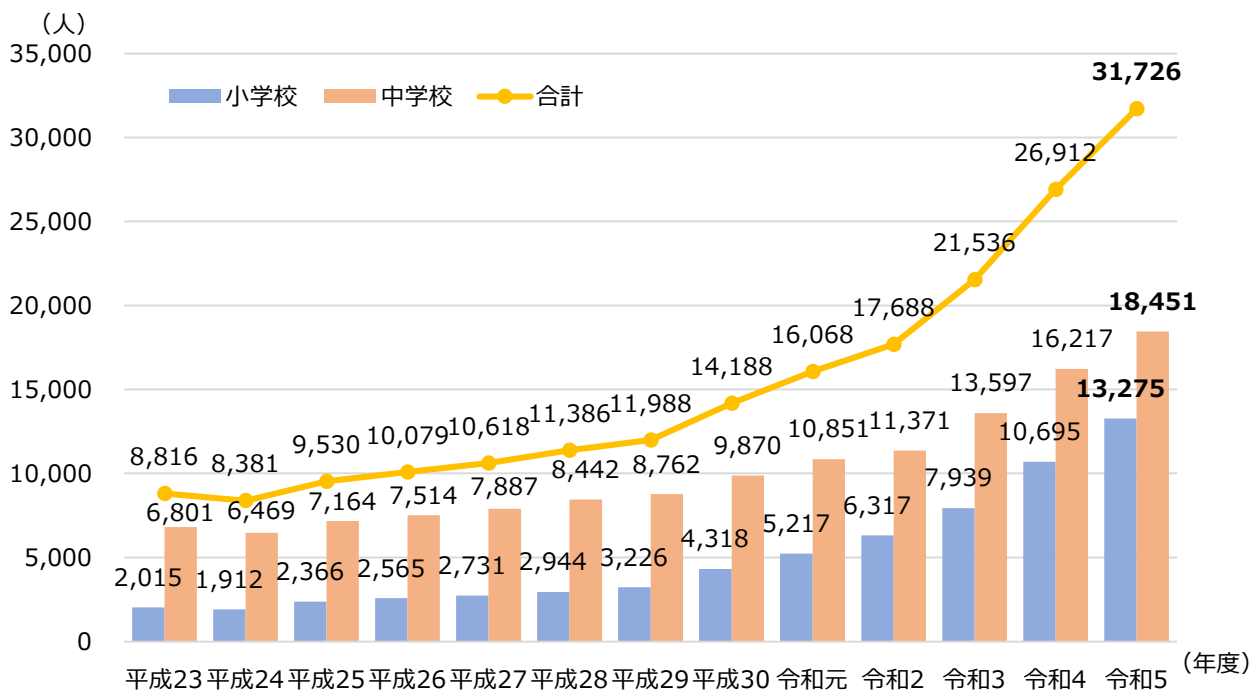
図表 52 都立高校の中途退学者数・中途退学率



資料：東京都教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

- 東京都の小中学校における不登校の児童・生徒数は年々上昇傾向であり、令和5年度は小学校で13,275人、中学校で18,451人です。

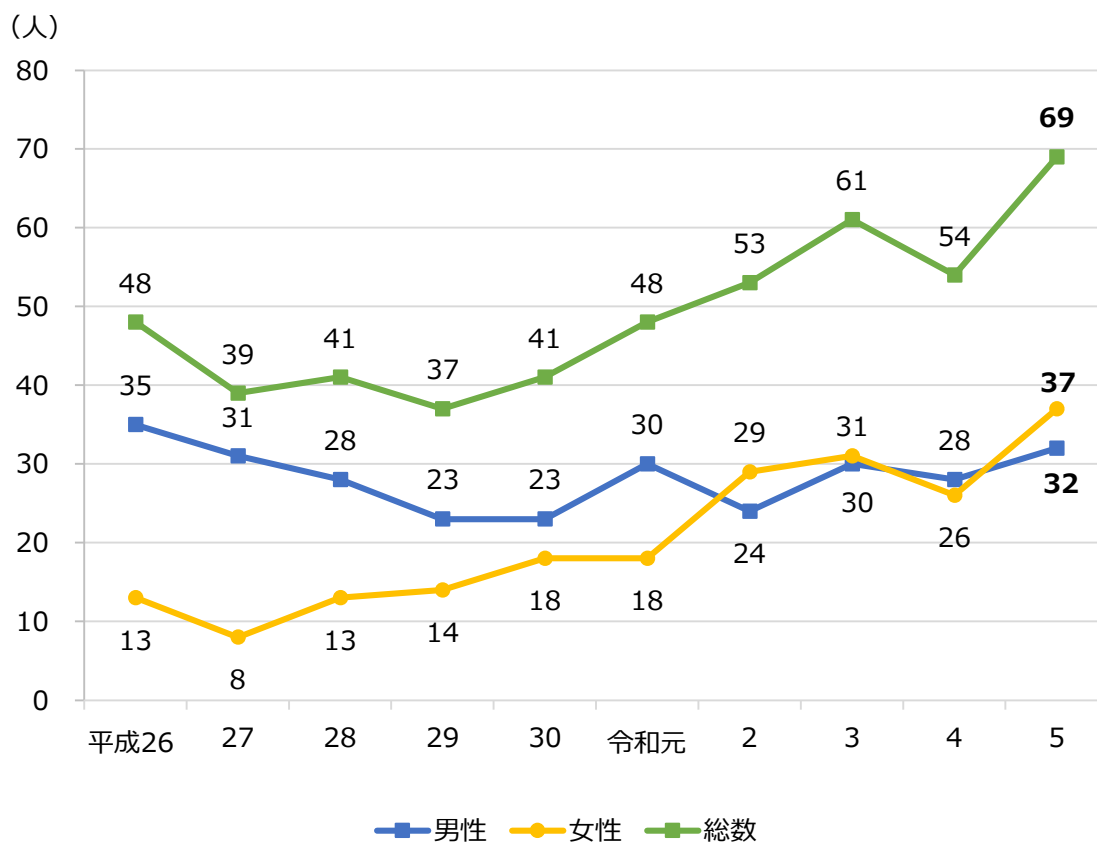
図表 53 不登校の状況にある児童・生徒数



資料：東京都教育委員会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

- 児童・生徒・学生の自殺者数は増加傾向にあり、令和 5 年の児童・生徒の自殺者数は 69 人と、平成 26 年と比較するとここ 10 年で約 1.4 倍の水準となっています。

図表 54 児童・生徒の自殺者数の推移（東京都）



資料：「警察庁『自殺統計』より厚生労働省自殺対策推進室作成」資料に基づき都作成

<現状と課題>

- ひきこもりの状態にある本人や家族一人ひとりの心情に合った、無理のない、受け入れられやすい支援を粘り強く行うことが必要です。また、本人や家族が地域から孤立せず、安心して支援を求めることができるよう、ひきこもりへの正しい理解の促進に向けた普及啓発や情報発信を行う必要があります。
- 子供の豊かな感受性、表現力を育み健全な成長を促す意味で、芸術文化に親しむ機会を増やしていく必要があります。
- 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成、キャリア教育の充実を図る必要があります。
- 学校とのつながりが全くない子供をなくし、一人ひとりの状況に応じた支援を強化する必要があります。また、学校と福祉等の関係機関が協働して支援する体制の一層の充実が必要です。
- また、不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者が、将来自立して生活することができるようにするため、児童・生徒の実態に応じた長期的な視点による対策を、総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。
- 非正規雇用の全てが問題というわけではないものの、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題があります。将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、包括的な支援を行っていく必要があります。
- 児童期は子供が自身の置かれた状況を客観的に捉えることができず、SOSを出すきっかけがつかみづらいことから、虐待や貧困、ヤングケアラー等、家庭内での問題や子供自身の精神状態が顕在化しにくいとされています。また、学校の各段階、学校や社会とのつながりの有無等、支援を必要とする若年層が置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれる事情も様々です。

<取組の方向性>

- 未来を担う子供たちが楽しみながら東京の魅力を感じ、都政への興味・関心を高められるよう、子供の意見やアイデアを取り入れながら、東京都こどもホームページにより、多彩な情報を発信します。
- 社会的自立に困難を抱える若者をはじめ、全ての子供・若者が円滑に社会生活を営むことができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援をします。
- ひきこもりの状態にある本人や家族が、安心して一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、相談支援や都民への普及啓発等を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援します。
- 未来を担う子供たちが東京の芸術文化を享受し、創造的な才能を育成できるよう支援します。

- 低所得世帯の子供への学習支援や生活習慣・育成環境の改善を行い、家庭の状況にかかわらず本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。
- 子供たちが自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、勤労観や職業観を育成する取組を推進していきます。
- 不登校の生じない魅力ある学校づくりによる未然防止を推進するとともに、不登校や高校中途退学の実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。
- 不登校児童・生徒の状況に応じた支援を推進するため、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置、不登校対応巡回教員及び校内別室指導支援員の配置や不登校対応事例データベースの掲載等を展開していきます。
- 学校風土を改善し子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築するため、高等学校・中学校において学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証していきます。併せて、小学校を対象としたスキーム等の検討を進めていきます。
- 学校生活になじめず生きづらさを抱える子供が自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール等に通所する小・中学生への支援など、学校外も含めた学び・居場所の選択肢の多様化に向けた取組を推進していきます。
- 不安定雇用を余儀なくされている若者等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。
- 都として国に先行し、都内区市町村が行う学校給食費の保護者負担軽減に係る取組を支援します。
- 自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療につなぐ相談調整窓口に子供サポートチームを設置するほか、学校や地域の支援機関に対し、子供の自殺に対する理解や対応力向上に関する研修を実施するなど、自殺リスクの高い子供への支援を強化します。また、児童・生徒の自殺を防止するため、様々な相談窓口の情報を掲載した普及啓発資材を、学校等を通じて配布します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
186	東京都こどもホームページ	子供政策連携室	未来を担う子供たちが楽しみながら東京の魅力を感じ、都政への興味・関心を高められるよう、子供の意見やアイデアを取り入れながら、東京都こどもホームページにより、多彩な情報を発信する。
187	◆ 中高生 Web サイト（仮称）の構築	子供政策連携室	中高生にとっての「都政への玄関口」であるとともに、日常的に利用したくなるコンテンツを盛り込んだ Web サイトについて、中高生の意見を聴きながら構築する。
188	◆ 「職業体験プラットフォーム（仮称）」の構築	子供政策連携室	中高生の政策提案を反映した、中高生と企業・団体とをマッチングする「職業体験プラットフォーム（仮称）」を構築し、多様な職業体験の機会を提供する。
189	ひきこもりに係る支援事業	福祉局	(1) 東京都ひきこもりに係る支援協議会 (2) 都民向け普及啓発・情報発信 (3) 都民に対する相談等支援 (4) 区市町村等に対する支援 (5) 人材育成
190	◆ キッズ・ユース・プロジェクト	生活文化局	子供や若年層を対象として、美術、演劇、音楽などの良質な芸術文化に触れる機会を増やす。
191	中学生の職場体験	教育庁	中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験に関わる情報提供を行い、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。
192	都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の実施	教育庁	教科「奉仕」に道德教育やキャリア教育を加えた新教科「人間と社会」を全都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意識の向上を図る。
193	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁	高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。
194	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁	都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。
195	不登校・中途退学対策事業	教育庁	不登校や中途退学の経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を行い、児童・生徒の社会的自立につながる施策を推進する。
196	都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業	教育庁	都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。

番号	事業名	所管局	事業概要
197	◆ チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置事業	教育庁	不登校生徒の多様なニーズに対応するため、中学校にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置し、教科等の指導を行う教員を配置するとともに、学習環境の整備等に係る経費を支援
198	◆ 不登校対応巡回教員配置事業	教育庁	不登校対応を専門に担う教員が、授業をもたずに複数校を巡回。不登校の未然防止・早期発見・長期化への対応など、校内体制を整備
199	◆ 区市町村への不登校対応支援	教育庁	都立学校「自立支援チーム」派遣事業を通じて培ったノウハウを活用し、区市町村のスクールソーシャルワーカーの対応力向上・活用促進を図るため、区市町村連携事業及びガイドラインを踏まえた研修体系の構築を行う。
200	◆ 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた体験活動プログラム	教育庁	不登校の児童生徒を対象に、学校外の体験活動や異年齢の交流活動を通して、友達づくりや他者理解の機会を提供する「未来きらめきプロジェクト」を実施。また、不登校対応に精通した研究者等による専門家会議を設置し、プログラムに参加した子供及び保護者へのインタビューを行い、プログラム内容を評価・検証する。
201	バーチャル・ラーニング・プラットフォーム	教育庁	不登校児童・生徒への支援や日本語指導が必要な児童・生徒への支援等に活用するため、オンライン（仮想空間）上にプラットフォームを構築し、区市町村等に提供
202	◆ 地域における多様な居場所確保事業	福祉局	地域の社会資源を活用し、学校に通うことが難しい児童等の居場所を創出するとともに、保護者や学校関係者等と連携し児童を支援する区市町村に対し補助する。
203	◆ 学校の居心地向上検証プロジェクト	子供政策連携室	学校風土を改善し子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築するため、学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証する。 また、高等学校・中学校に適用するスキーム等を踏まえ、小学校を対象としたスキーム等を検討する。
204	学齢期の子育ち	子供政策連携室	学校生活になじめず生きづらさを抱える子供が、自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール等の利用者等への支援や都内フリースクール等への支援事業、学校外の多様な学びの調査研究を実施するほか、保護者支援の充実など、不登校対策を重層的に展開する。
205	◆ 学校生活になじめない子供を取り巻く実態に関する調査	子供政策連携室	不登校児童生徒の低年齢化が進んでいることを踏まえ、小学生等を対象に不登校の背景や要因を分析するための実態調査を実施
206	性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する取組	生活文化局	性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する認知や関心を高めるため、普及啓発を行う。教育機関と連携した実態調査の結果を踏まえ、キッズニア東京と連携した親子向けのイベントや、小学生新聞とのタイアップによる小学生と保護者に対する普及啓発などを実施する。

番号	事業名	所管局	事業概要
207	Girls Meet STEM in Tokyo ～女子中高生向けオフィスツアー～	生活文化局	STEM 分野での女性活躍を推進するため、女子中高生を対象としたオフィスツアーを実施し、将来の自分をしっかりイメージして進路選択することを応援する。
208	地域における若者の自立等支援体制整備事業	都民安全総合対策本部	社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口及び居場所の設置や支援事業の新設・拡充など、地域のニーズに応じて若者の支援施策を実施する区市町村を対象に、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を開催し、地域における若者の自立支援体制の整備を促進する。 また、社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに講習会を開催する。
209	◆ 困難を抱える若者の意見を聴く仕組みづくり	都民安全総合対策本部	様々な困難を抱える若者の状況を把握し、当事者目線に立った効果的な支援策等の検討に繋げるため、都が直接施設や居場所などに赴き支援団体等と連携しながら若者の声を聴取する。
210	若者総合相談支援事業	都民安全総合対策本部	東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、悩みを抱える若者や、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しする。
211	◆ 若者をサポートするポータルサイト「若ぼた+」の構築・運営	都民安全総合対策本部	令和 6 年度に新ポータルサイト「若ぼた+」を構築し、支援団体相互の連携や支援情報の発信を強化していく。
212	非行少年の立ち直り支援事業	都民安全総合対策本部	非行少年及び少年院出院者をはじめとする非行歴のある少年の立ち直りを支援するため、立ち直り支援に携わる支援者を対象としたガイドブックの作成・配布や研修会の開催、保護観察対象少年の会計年度任用職員としての雇用、非行の入口ともいわれる子供の万引き防止対策に取り組む。
213	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉局	貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供を対象として、学習支援に加え、居場所の提供や進路相談等を行う。
214	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局	学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援する。※令和 4 年度より収入要件を緩和し、対象を拡大
215	東京都立大学等の授業料実質無償化	総務局	教育費の負担軽減を図るため、国に先駆け都立大、産技大及び都立産技高専において授業料を実質無償化（R6 年度から）※R7 年度から国の制度改正により、多子世帯の学生（大学学部生及び高専 4 年生以上）は、生計維持者の住所にかかわらず授業料を全額免除

番号	事業名	所管局	事業概要
216	被保護者自立促進事業	福祉局	生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小学1年生～高校3年生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助している。
217	若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業）	産業労働局	進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。 東京しごとセンターにおいて、若年フリーター向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。
218	若年者能力開発訓練	産業労働局	30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。 訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を実施している。
219	◆ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	保健医療局	自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行う。
220	◆ こころといのちの相談・支援東京ネットワーク	保健医療局	自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築している。
221	◆ 自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）	保健医療局	自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成する。
222	◆ SNS 自殺相談	保健医療局	若年層に対する自殺対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施する。
223	◆ 東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～	保健医療局	救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげる。
224	◆ 「S O S の出し方に関する教育」の推進	教育庁	（１）教材等を活用したS O S の出し方に関する教育 ○児童・生徒向け動画の作成及び教職員向け研修動画の作成を周知 （２）全ての子どもたちを対象としたS O S の出し方に関する教育 ○校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子どもを対象に毎年度繰り返し実施

番号	事業名	所管局	事業概要
225	◆ 授業料免除制度（都立高等学校等）	教育庁	都立高等学校等に在学する生徒のうち、所得要件により高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の対象とならない世帯に対して、授業料を全額免除する。
226	◆ 東京都公立学校給食費負担軽減事業	教育庁	学校給食費の在り方は全国共通の課題であり、本来は、国の責任と財源において無償化を進めていくべきものである。都として国に先行し、都内区市町村が行う学校給食費の保護者負担軽減に係る取組を支援する。
227	◆ 小・中学校における不登校対応	教育庁	不登校児童・生徒の状況に応じた支援を推進するため、以下の施策を展開する。 ○校内別室指導支援員配置事業 ○不登校対応事例データベース
228	◆ 個人融資「まなび」	産業労働局	中小企業従業員の生活の安定に資するため、従業員ご本人及びその扶養親族の方の教育・リスキング費用（入学金、授業料、受講料など）を、保証料全額都負担で融資する。

< 目標を掲げている取組 >

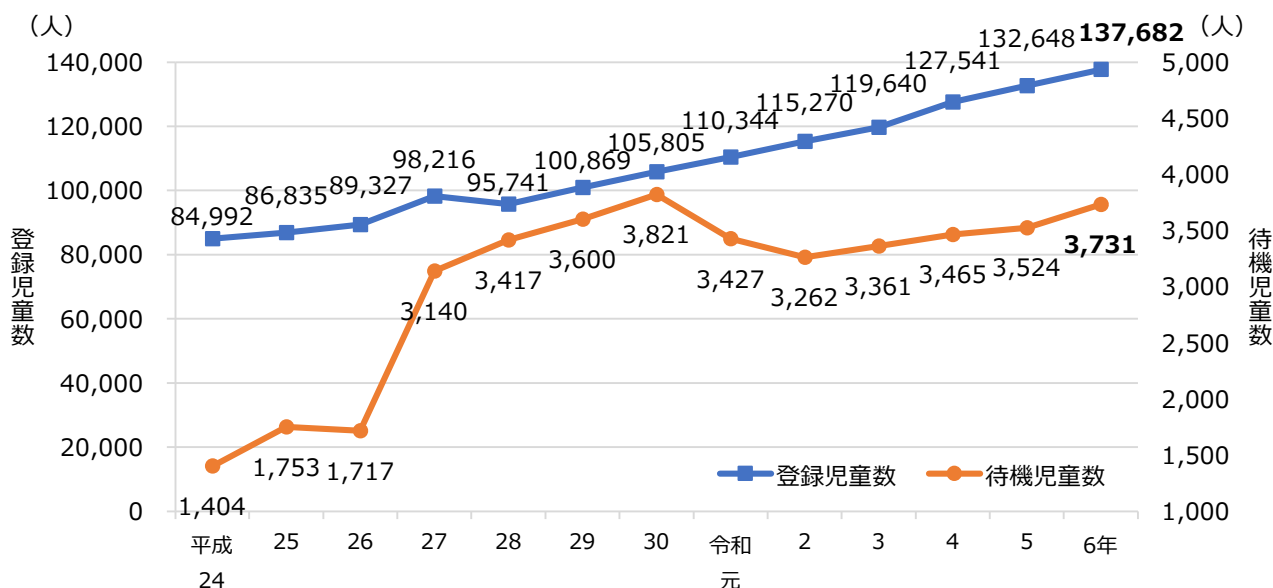
番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和11年度末までの目標）	令和5年度実績
213	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	○区市における実施状況（令和5年度） 48 区市（23 区 25 市） ○西多摩福祉事務所における支援対象者（在籍者）数 64 名（R4 年 3 月時点） ○大島支庁における支援対象者（在籍者）数 66 名（R4 年 3 月時点） ○八丈支庁における支援対象者（在籍者）数 51 名（R4 年 3 月時点）

【4 子供の居場所づくり】

< 子供の居場所を取り巻く状況 >

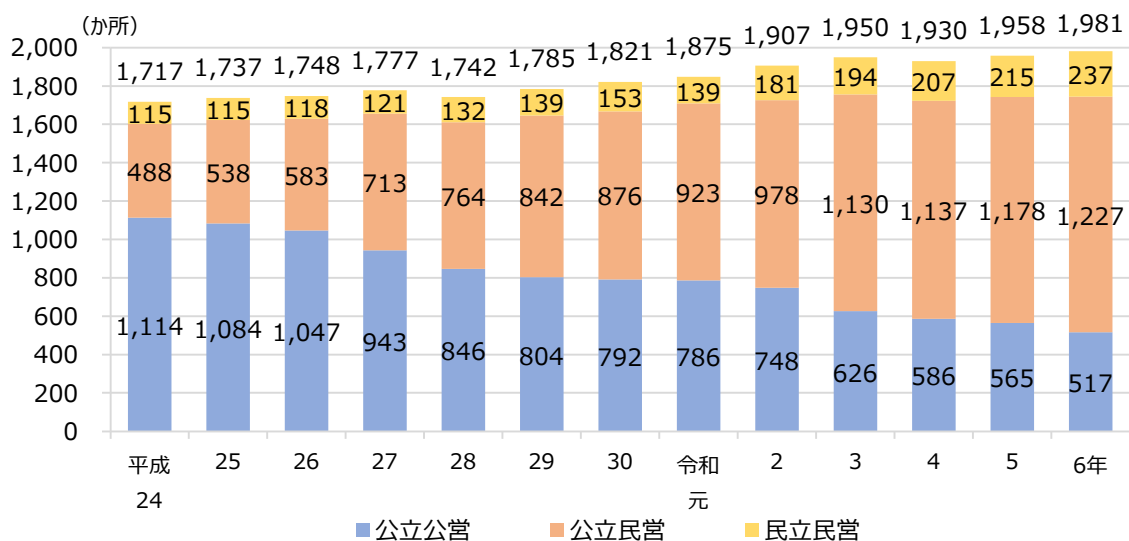
- 学童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に安心して遊び、生活できる場所を確保する事業です。児童福祉法の改正に伴い、各区市町村は学童クラブの設備及び運営の基準について、省令で定める基準を踏まえて条例を制定し、各クラブはその条例に基づいて運営されています。
- 学童クラブの設置数、登録児童数はいずれも近年増加傾向にありますが、利用申込みをしたが学童クラブに登録できなかった児童（待機児童）も発生しています。

図表 55 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移（各年 5 月 1 日現在、令和 2 年のみ 7 月 1 日現在）



資料：東京都福祉局

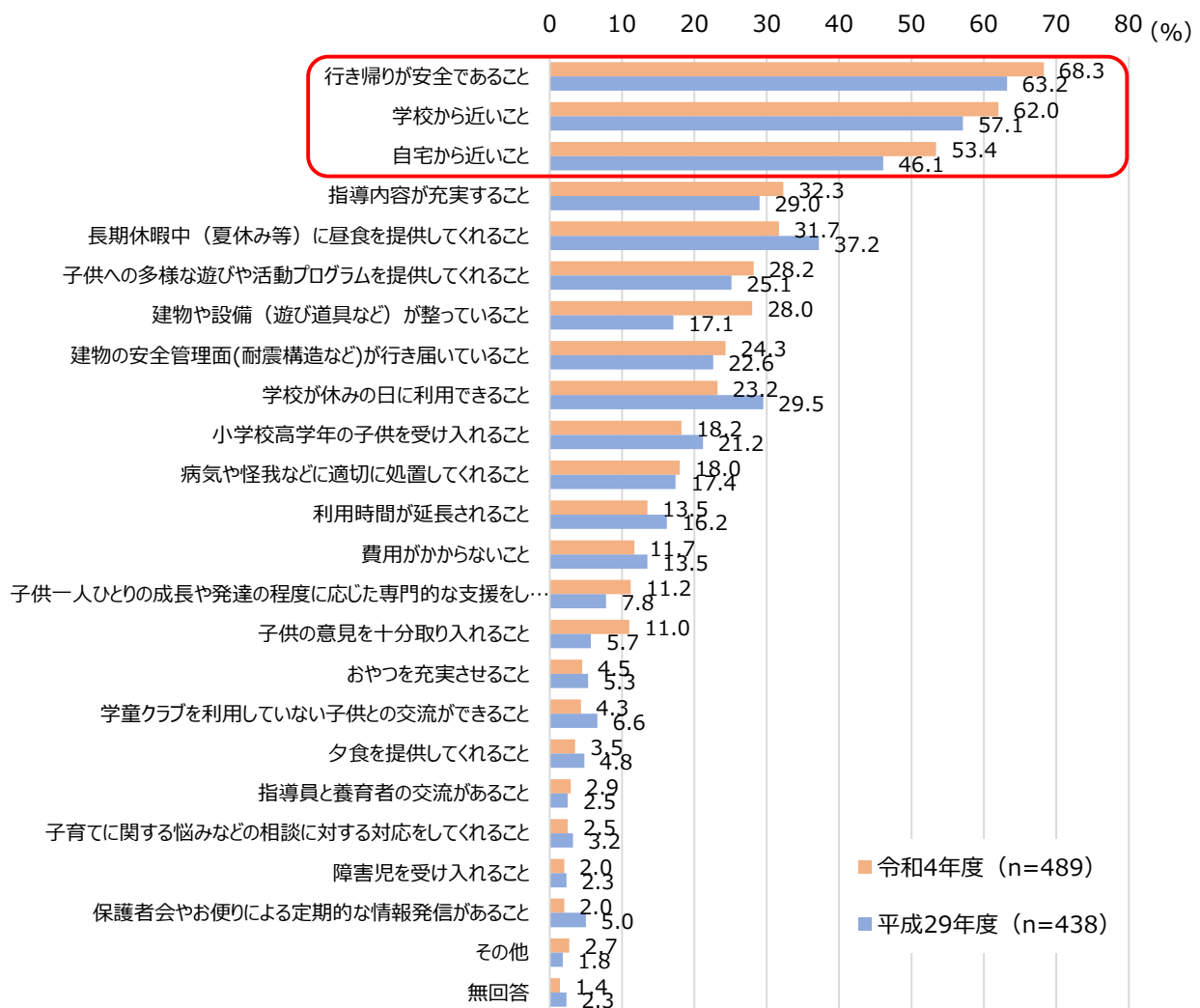
図表 56 学童クラブ設置数（各年 5 月 1 日現在、令和 2 年のみ 7 月 1 日現在）



資料：東京都福祉局

- 学童クラブを利用するに当たって望むこととして、「行き帰りが安全であること」「学校から近いこと」「自宅から近いこと」が高くなっています。

図表 57 学童クラブを利用するに当たって望むこと



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 放課後の子供たちの居場所としては、学童クラブのほか、教育部門が行う放課後子供教室があります。放課後子供教室は、学校等を利用して放課後等の子供の居場所を設け、学習や体験・交流活動を行う事業で、令和5年度には57区市町村1,298か所で実施しています。

図表 58 放課後子供教室の推移

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
教室数（か所） （都立特別支援学校含む。）	1,158	1,200	1,240	1,260	1,272	1,178	1,258	1,292	1,298
区市町村数	55区市町村	55区市町村	55区市町村	55区市町村	55区市町村	55区市町村	56区市町村	57区市町村	57区市町村

資料：東京都教育庁

<現状と課題>

- 学童クラブの利用希望や地域の実情を踏まえて、整備を進める必要があります。
- 放課後の子供たちの安全・安心の確保に対する保護者のニーズが非常に高いことから、移動時のリスクを回避するため、送迎支援や学校内での学童クラブの設置を促進するとともに、学校施設の活用が困難な場合は、学校外において利活用できる空間の確保や施設整備に取り組む必要があります。
- 国は、令和 6 年 12 月に令和 6～7 年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ 2025」をとりまとめました。親の就労状況に関わらず、全ての子供の安全・安心な居場所の確保を図る観点から、学童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型を推進していく必要があります。
- 子供が安心して過ごせる環境づくりや場の創出を推進する必要があります。
- 子供の居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くの子供の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子供にとってよりよい居場所となるよう取り組む必要があります。
- 保護者の働き方の多様化等により、放課後だけでなく、学校始業前の子供の居場所に対するニーズが拡大しています。

<取組の方向性>

- 児童館について、乳幼児から中高校生世代までの多様な年齢層の子供の居場所としての機能・役割の強化を図るため、好事例を収集し、区市町村への情報提供などを通して、遊びを通じた児童の健全育成を推進するほか、児童館ガイドラインの内容を区市町村に周知します。
- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準や放課後児童クラブ運営指針を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保できるよう支援します。
- 放課後子供教室の活動プログラムに参加し多様な体験ができること、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られること等の効果があるため、学童クラブと放課後子供教室との校内交流型の実施や、共同プログラムの企画・実施を推進します。
- また、依然として高いニーズに対応するため、地域の実情に応じて整備を進める区市町村を支援し、令和 11 年度までに学童クラブの登録児童数 17,400 人増を目指します。

<学童クラブ登録児童数見込み> 各年 5 月 1 日現在の対前年の登録児童増加数

令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和10年	令和11年
3,400人	4,000人	4,000人	3,000人	3,000人

- さらに、「学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業」により、学童クラブの整備促進、多様な居場所づくり、利用実態の適正化を支援し、令和 9 年度末までの待機児童の解消を目指します。
- あわせて、子供と保護者のニーズに応える、多様なサービスを提供する認証学童クラブ制度を都独自に創設します。
- 認証学童クラブ制度では、国基準を上回る放課後児童支援員の配置や、保護者の多様な働き方に合わせた開所時間の設定などの基準を定め、学童クラブの質の向上を支援し、区市町村と連携して早期の認証化を目指します。
- 学童クラブにおける医療的ケア児や重度心身障害児等の受入れに必要な人材の配置や送迎支援を行うことにより、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両立して、安心して働くことができるよう支援します。
- 認証保育所における児童の受け入れやベビーシッターによる一時預かりにより、放課後における小学生の居場所のさらなる充実を図ります。
- 放課後児童支援員の適切な配置及びその資質の向上に向け、研修を実施します。
- 放課後子供教室の実施を推進するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上を図ります。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。
- 地域の子供への食事や交流の場を提供する子供食堂について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。
- 子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援します。
- 学校始業前に小学校を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、企業や NPO 等の協力を得て、校庭等で自由遊びやスポーツ等を提供する区市町村を支援します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
229	シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業	福祉局	児童館において、中高生世代向けの講習会の講師や見守りボランティアとして、シニア世代・シニア予備群の力を活用し、中高生の放課後の居場所の充実に取り組む区市町村を支援することで、児童の健全育成の推進を図る。
230	学童クラブ運営費補助事業	福祉局	就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していく。開所日数、障害児受入、放課後児童支援員のキャリアアップ等の取組に加算を設け、地域のニーズに応じた取組を支援する。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、学童クラブのサービス向上を図る。
231	学童クラブの設置促進	福祉局	既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。
232	学童クラブにおける医療的ケア児等受入推進事業	福祉局	医療的ケア児や重度心身障害児等の受入に必要となる人材の配置や送迎支援を行うことにより、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両立して、安心して働くことができるよう支援する。
233	◆ 東京都認証学童クラブ事業	福祉局	学童クラブにおける子供の最善の利益を考慮した育成支援の推進や保護者のニーズにこたえる多様なサービス提供するため、都独自の新たな運営基準を創設し、運営基準に基づく運営費補助により、学童クラブの質の向上を図る。
234	◆ 学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業	福祉局	既存施設等を活用した多様な居場所づくりを支援することにより、学童クラブにおける待機児童の解消を図る。
235	◆ 学童クラブにおける人材確保事業	福祉局	就職相談会を実施するなど学童クラブにおける人材確保を推進する。
236	児童館等整備費補助	福祉局	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
237	放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修	福祉局	○学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施する。 ○放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ることを目的として、放課後児童支援員資質向上研修を実施する。
238	放課後居場所緊急対策事業	福祉局	学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子供の安全・安心な居場所を提供する。
239	放課後子供教室	教育庁	すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。
240	◆ 朝の子供の居場所づくり	教育庁	学校始業前に小学校を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、企業やNPO等の協力を得て、校庭等で自由遊びやスポーツ等を提供する区市町村を支援する。
241	児童館支援事業	福祉局	児童館等について、区市町村への情報提供や職員の資質の向上を図るための研修を実施することにより、遊びを通じた児童の健全育成を図る。
242	子供の居場所創設事業	福祉局	子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援する。
243	◆ 子供若者シェルター・相談支援事業	福祉局	家庭等に居場所がない子供・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）を確保する取組に対して支援する。
244	子供食堂推進事業	福祉局	子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援する。
再掲	東京みんなでサロン事業	住宅政策本部	Nº83 参照
再掲	ベビーシッター利用支援事業	福祉局	Nº106 参照

< 目標を掲げている取組 >

番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
230	学童クラブ運営費補助事業	福祉局	令和 11 年 5 月時点 登録児童数 17,400 人増 （令和 6 年 5 月比）	登録児童数 132,648 人 （令和 5 年 5 月 1 日現在）
231	学童クラブの設置促進	福祉局		1,958 か所（令和 5 年 5 月 1 日現在） 余裕教室等を活用した学童クラブの 整備 161 か所
232	学童クラブにおける医療的ケア 児等受入推進事業	福祉局		4 区市（墨田区、 渋谷区、杉並区 及び調布市）
234	学童クラブ待機児童解消区 市町村支援事業	福祉局		—
236	児童館等整備費補助	福祉局		○児童館 （創設）1 施設 （改築）7 施設 （大規模改修） 6 施設 ○学童クラブ （創設）23 クラブ （改築）33 クラブ （大規模修繕） 7 クラブ
233	東京都認証学童クラブ事業	福祉局	区市町村と連携して早期の認証化 を目指す	—

コラム：子どもの権利を保障する取組みの推進（武蔵野市）

■子どもの権利擁護センターの開設

- 令和6年10月1日、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことなどを目的とした子どもの相談救済機関として、市庁舎内に開設しました。
- 子どもの権利擁護センターは、市長から委嘱された子どもの権利擁護委員（非常勤特別職。以下「擁護委員」）3名、擁護委員を補佐する相談・調査専門員（会計年度任用職員）2名、事務職員（常勤職員）1名で構成されています。
- 擁護委員は、個別の相談対応を通じて子どもの権利の視点から制度の改善点などを見つけ、市長の附属機関として市に意見していく役割であることが武蔵野市子どもの権利条例（以下「条例」。）に規定されています。



センターの入口



武蔵野市子どもの権利条例
マスコットキャラクター ミミワン

■広報・啓発活動の取り組み

- 開設記念イベント「ミミワンのおねがい」（令和6年7月～9月）
武蔵野市子どもの権利条例マスコットキャラクター「ミミワン」の3つの願いを叶えて景品をもらえるイベント（参加した子供：267名）
- リーフレット、相談カード、啓発品、広報誌等の制作・配付（11月上旬）
条例やセンターの周知のため、リーフレットや啓発品等を制作し、市立学校以外の通学者も含めて全児童生徒へ配付
- 子どもの権利の日イベント（令和6年11月4日）
条例に定める子どもの権利の日（11月20日）に合わせ、児童演劇を上演。演劇の最後に子どもの権利を広報する寸劇を上演するとともに、会場に啓発用の展示スペースを設置（来場者：1,026人、321組）
- 子どもの権利擁護センター愛称募集（令和6年11月～令和7年1月）



児童演劇後の寸劇の様子

開設記念イベントの
チラシ



■条例の制定に向けて実施した取組み等

- 子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向けて、令和5年4月に条例が施行されました。条例制定に向けて、次の子供からの意見表明や参加の取組みを行いました。
- 令和3年5月に条例検討委員会が設置された中、同年8月～9月に市立学校児童生徒（小学4年生～中学3年生）に対し、学習者用コンピュータを用いて、子どもの権利に関するアンケートを実施。回答率は76.0%にのぼりました。また、令和4年5月～6月に実施した条例検討委員会中間報告に関するパブリックコメントでは、一般市民のほか、子供にも案内した結果、意見総数1,614件のうち、子供から881件の自由意見をいただきました。
- 中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」において、子どもの権利に関するワークショップや子どもからのパブリックコメントなどの言葉のエッセンスを集めて、「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。」の一文から始まる、条例の前文「子どもたちのことば」をまとめました。



「Teens ムサカツ」での様子

（写真提供：武蔵野市）

コラム：中原児童センター～館長にモノ申す会～（品川区）

■中原児童センターについて

- 品川区の児童センターは、児童の健全育成を目的にした児童福祉法による児童厚生施設で、0～18歳の児童や子育て世帯等を対象としています。区内には25の児童センターがあり、中原児童センターはそのうちの一つです。
- 中原児童センターは現在改築工事中のため仮設で運営していますが、50年以上の歴史がある施設で、ニューボラ相談室や乳幼児親子専用スペース、図書室、遊戯室、防音設備の整った音楽スタジオなど、幅広い年代や多様なニーズに応じた居場所作りを行っています。
- また、地域の様々な職業の方から円座になって話を聞く「キャリアデザイン講座」を実施するなど、子供たちの将来につながる取組も行われています。音響や照明設備の使用方法を学ぶ機会もあり、それをきっかけに職業に就いた卒業生が中原児童センターに来て教えてくれるなど、交流が図られています。



（中原児童センターのチラシ）

■館長にモノ申す会とは？

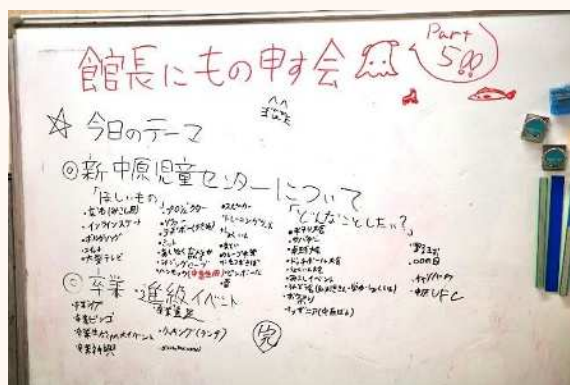
- 中原児童センターでは、子供の意見を取り入れた環境づくりや運営、居場所としての定着を目的として「館長にモノ申す会」を2、3か月に1回程度実施し、子供が意見を述べる場を提供しています。
- 「館長にモノ申す会」では、館長、職員、子供たちがテーブルを囲んでテーマについて話し合います。館長や職員は話し合いを主導するのではなく、子供たちを中心に、進行をサポートしています。
- これまで様々な子供の意見を実現してきており、「幼児とふれあうイベントをしたい」という意見から「あそぼうスタッフ」という、小学3年生以上がスタッフとして登録して、乳幼児親子と一緒に遊ぶ取組が行われています。登録する子供は事前に職員から講習を受けて安全面等に配慮するなど、必要に応じて職員がサポートし、子供たちの意見を実現しています。
- 子供たちの意見を聴くだけで終わらせず、「館長にモノ申す会」で出た意見を具現化していることで、子供たちからもさらに意見が出てくるなど、好循環が生まれています。

■新しい中原児童センターの開設に向けて

- 2月の「館長にモノ申す会」のテーマは、令和7年8月に開設予定の新しい中原児童センターについて、「ほしいもの」と「どんなことをしたいか」。また、卒業・進級シーズンを控えた時期ということもあり、イベント実施についても話し合いました。
- この日は、7名が参加し、活発な話し合いが行われました。まず、館長から新しい中原児童センターの図面が示されると、早速、ほしいものややりたいことが次々と挙げられていきます。現在は仮設で運動できるスペースが限られていることもあってか、スポーツ関連の用品がほしいという意見や、運動会をやりたいといった意見が多く出ました。
- ジムを作りたいという意見に対しては、館長も面白いかもしれないねと、トレーニンググッズの導入など考えてみようと言が進んでいきました。
- 館長や職員は、子供たちの意見を否定せず、全て受け止めていました。また、「こういうのはどうかな？」といったように、さらに意見を拡げるようなサポートをしていました。
- 最後に館長から、「できること、できないことがあるかもしれないけど、みんなの意見を職員みんなで共有します」という言葉があり、終了となりました。



(話し合いの様子)



(話し合い後のホワイトボード)

- 子供たちの意見は、館長や職員にこれをやってほしい、こうしてほしいというよりも、自分たちでこれがやりたい、こうしていきたいという意見が多く出されていました。
- 回数を重ねていることや日頃の関係性の構築もあり、子供たち同士、また、館長や職員に対してでも、気兼ねなく、自分の意見を言える雰囲気が醸成されており、活気にあふれた話し合いの場となっていました。

(取材：東京都)

コラム：東京都認証学童クラブ事業

■検討経過

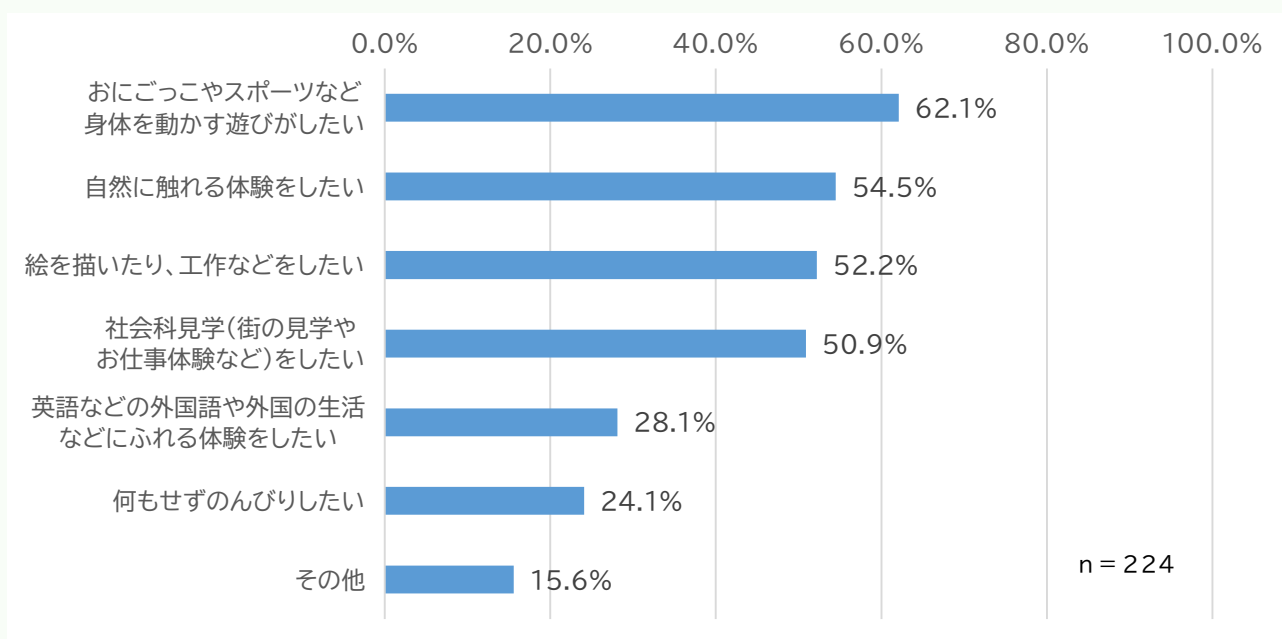
- 東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会を設置し、子供の自主性、社会性及び創造性をはぐくむとともに、保護者のニーズに応じた多様なサービスを提供し学童クラブの充実が図られるよう、設備運営基準を上回る都独自の新たな運営基準による認証制度の創設に向けて検討を行いました。
- 令和6年12月には、東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会の中で行われた東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論をとりまとめました。
- 「東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論のとりまとめ」では、認証学童クラブ制度の方向性として、以下の3点が示されました。
 - ・ 子供の最善の利益を考慮した育成支援の推進
 - ・ 保護者のニーズに応える多様なサービスを提供
 - ・ 民間事業者の参入を促進し、待機児童解消にも寄与

■こども都庁モニターアンケート結果（抜粋）

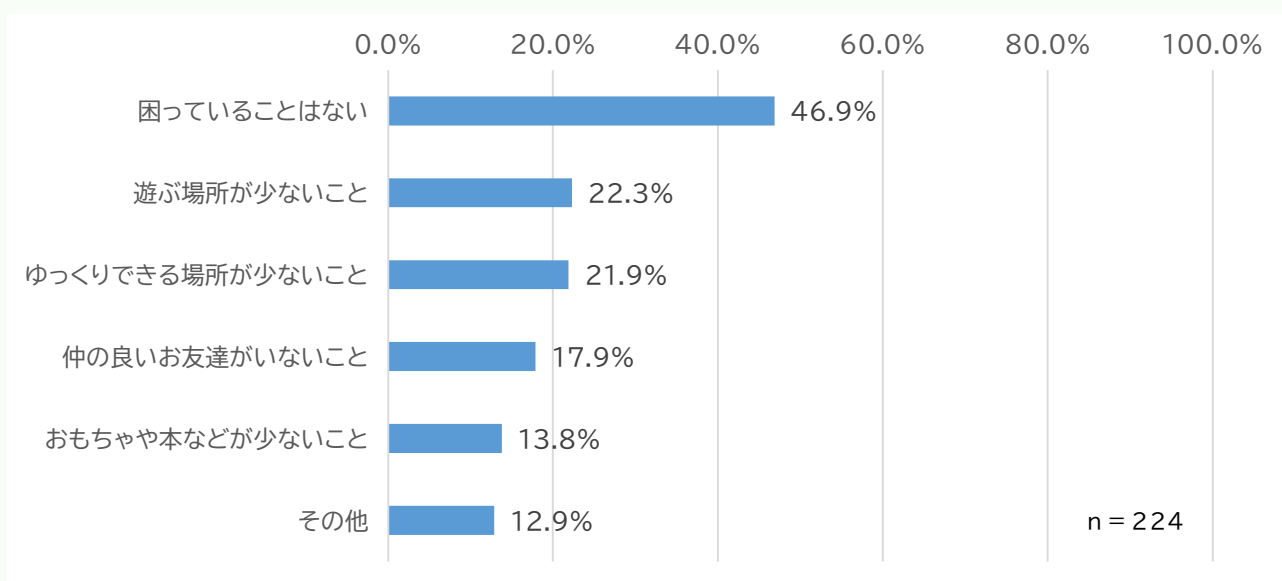
- 令和6年6月、こども都庁モニターアンケートを活用し、子供たちから学童クラブに関してアンケートを行いました。

【アンケート結果（抜粋）】

学童クラブがより楽しくなるために、やりたいこと（やりたかったこと）は？



学童クラブの生活で困ること（困ったこと）はありますか？



※ n=224…学童クラブに通っている、又は以前通っていた児童

■東京都認証学童クラブの特徴

- 東京都認証学童クラブには、以下のような特徴があります。
- ・ 国の基準を上回る職員体制や専用スペースの面積等の確保により、きめ細やかな支援が受けられ、子供が安心して過ごすことができます。
- ・ 子供の意見を踏まえた多様な遊びや体験活動が充実します。
- ・ 昼食提供、午後7時までの開所、土曜日開所など、保護者ニーズを踏まえたサービスを提供します。